

第16回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成23年11月24日午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

稲手信次，岡崎裕平，小川甚次郎，武山雅志，建石直子（委員長代理），塚本優美子，長崎誠，西尾進（委員長），宮野敬，山井秀樹（五十音順，敬称略）

(2) オブザーバー

南うらら（金沢家庭裁判所裁判官）

(3) 事務担当者等

小峰首席家裁調査官，伊藤首席書記官，保母次席家裁調査官，寺嶋事務局長，齊藤総務課長，七浦総務課長補佐，竹原庶務係長

4 議事

(1) 委員長代理開会あいさつ

(2) 新任委員等の紹介及びあいさつ

(3) 委員長互選

西尾委員を委員長に選出

(4) 議事公開についての確認

議事の公開方法等については，従前どおりとされた。

(5) 委員長から本日のテーマ「被害者配慮の制度について」の趣旨説明

(6) 配布資料

ア 少年審判について（リーフレット）

イ 少年犯罪によって被害を受けた方へ（リーフレット）

ウ 少年審判の傍聴について（リーフレット）

(7) 事務担当者による説明等

ア 少年事件の基本説明

イ 少年審判廷見学

ウ 少年審判の実情について説明

(8) 意見交換

(発言者／●委員長，○委員，△オブザーバー，□事務担当者)

少年審判廷及び調査室の見学（事務担当者説明）後，事前に配布した別紙話題事項について意見交換を行った。

- 少年の非行の背景にいじめがある場合，いじめられた側イコール被害者とならない関係もあると思われる。少年本人の意識としては，被害者かつ加害者となろう。この点について，どのように考慮されているのか。
- △ たとえ被害者にある程度の原因があったとしても，それを暴力により解決することは間違いだということ少年に教えなければならない。そのためにも被害者の気持ちを少年に伝える必要がある。被害者感情については家裁調査官が照会しており，その内容も踏まえて審判を実施している。学校が絡むような事案の場合は，家裁調査官が学校の先生も含めて原因分析をした上で，今後の人間関係をどのように調整するか検討したり，それらを踏まえて少年の処遇を検討することになる。
- 審判の時点で少年の立ち直りのことまで考えられる被害者がいるのか，疑問である。
- △ 少年の身柄拘束から審判までの期間は1箇月程度と短期間であるため，被害者が少年の更生にまで配慮することができないのは当然であり，裁判所としても被害者の心情には十分配慮したい。一方で，一定の期間で少年の処遇を決めなければならないため，それらをどのように調和させるかに苦慮している。被害者側にとっても，被害者が審判を通して事件と向き合うことで，今後に向けてのよきターニングポイントとなるようにしたいと考えている。
- 傍聴が認められる被害は，PTSDといった精神的な被害も含まれるのか。
- △ 被害者傍聴事件の対象となる「生命に重大な危険を生じさせた傷害」とは身体的なものに限られるのが一般的である。被害者の傍聴は，少年に一定程度の影響を与えるため，被害者の利益が特に大きい場合に限定するというのが立法趣旨であり，危篤状態といったように生命に重大な危険を生じさせたケースを基準にしている。PTSDの場合は，PTSDそのものではなく，PTSD発症の原因となった受傷の程度で判断することになる。

- 精神も身体と同じように大切であり、傍聴可能な事件の範囲を身体への被害に限るべきではない。
- △ 代理傍聴は、少年法上認められていない。傍聴に人数制限はないが、実際には審判廷が狭いこともあり、人数の調整をすることになる。また、被害者の付添人は、審判時には被害者等の隣に座ってもらうことが多い。なお、少年には国選付添人の制度があるが、被害者に弁護士付添人を付けることは少年法上規定がなく、全て私選である。
- 資料によると、被害者から傍聴申出があるのは、対象事件の約半数であり、まだまだ少ないように思う。被害者とその家族を支援するという観点からみて、制度についてもっと周知すべきではないか。
- 傍聴申出の期間が短いので、もう少し期間的な配慮もすべきである。また、被害者側の気持ちの整理ができるまで審判期日を待つことはできないか。
- △ 身柄事件は、身柄拘束期間の面からみても、審判期日を遅くすることは難しいが、そのほかの事件であれば、傍聴の申出があれば、ある程度審判期日の調整を行うようにしている。一方で、少年側からみると、速やかに少年の処遇を決めて、少年本人に適切な教育を行うべきであるという要請もある。
- 犯罪を防ぐ一つの方法として、少年の親も少年と一緒に教育すべきである。
- 傍聴と同様、意見陳述も被害者が精神的負担を感じることは間違いなく、付添人の必要性は高い。被害者が、意見陳述や傍聴後にうつ状態になったり、体調を崩して入院せざるを得なくなった例もみられる。裁判所は、被害者がどのような理由で意見陳述を希望するかを把握し、意見陳述の趣旨もふまえて、どの方法が相当かを定めることが必要である。
- 事件によって傍聴申出の傾向は異なるのか。
- 事件の種類に応じた傍聴申出の有無の統計は取っていない。これまでに事件に関与した中では、遺族は真実を知りたいという考えから比較的傍聴したい意向を示すが、被害者本人は関わりたくないという方が多いように思われる。
- 被害者の生の声は峻烈であり、刑事事件では、検察庁が、被害者、弁護士とともに、ある程度意見内容の調整をしているが、少年事件ではどうか。
- △ 傍聴許否の判断をする必要があるため、事前に陳述内容の確認はしている。このほか、被害者には、審判当日に言いたいことを十分伝えられるようにするため、

事前にメモを作成することを勧めている。

- 少年のために避けるべき発言内容はどのようなものか。
- △ 少年の健全育成が規準となるため、根拠に基づかない人格批判は避けてもらい、事件に関する被害者本人の心情等に限定している。
- 記録の閲覧謄写は、個人情報関係でマスキング作業をする必要があり、非常に事務量が多い。日常業務に組み込まれると担当者の負担が大きいため、被害者対応専用の窓口があるとよい。検察庁では、被害者支援員として合計3名、常時、最低1名が詰め、意見交換をして、ノウハウを蓄積するようにしている。被害者対応は負担が大きいため、担当者のケアも必要である。
- 被害者は、体力的、精神的にも疲弊しているであろうから、それに対する配慮をもう少し手厚くすべきである。一方で、少年が被害者の意見を聞くことは更生に役立つと思うので、感情にまかせた荒削りな意見陳述にならないよう配慮されたい。
- 被害者や付添人は、裁判所自体になじみがないため、非常に緊張し、精神的負担も大きい。意見陳述や傍聴もそうであるが、家裁調査官の面接調査を受けるのもエネルギーが要ることである。被害者が制度の利用を躊躇するのは、そのことに立ち向かう心の準備ができていないからだと思われる。刑事裁判においても、被害者参加制度を利用して参加することの負担と、参加せずに下された刑への不満を天秤にかけた結果、参加することの負担が大きいと感じて傍聴等をしない人も多い。
- 成人事件でも、被害者参加制度を利用する人は非常に少なく、裁判結果のみを教えてくださいという希望が多い。被害者等通知制度は利用率が高く、利用者に対し、どのような事項についての通知を希望するのか聴取して実施している。

(9) 委員長閉会あいさつ

5 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成24年5月31日(木)

(2) テーマ

未定